

所得税確定申告 住民税申告 受付が始まります

2月17日(月)～3月17日(月)

※土曜日、日曜日、祝日を除く

9時～13時

加東市役所 2階 201会議室

所得税の確定申告が必要な方

- 自営業、農業などの事業による収入がある方
(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- 生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- 公的年金等受給者で、次のいずれかに該当する方
 - 年金収入金額が400万円を超える方
 - 年金以外の所得金額が20万円を超える方
- 土地、建物等の貸付けまたは譲渡による収入がある方
- 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
 - 給与収入金額が2,000万円を超える方
 - 年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 令和6年中に退職し、年末調整をしなかった方

住民税申告が必要な方

- 非上場株式にかかる配当所得がある方
- シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方
- 加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方
※国民健康保険税等が軽減される場合があります
- 源泉徴収票に記載された扶養内容や所得控除の内容に変更がある方
※住民税額が変わる場合があります

◆対象

令和7年1月1日時点で加東市に住民登録がある方

◆対象所得

令和6年中の所得

◆市で受付できる申告相談 ※主なもの

- 給与所得者および年金受給者にかかる申告
- 白色申告(おおむね事業等所得300万円以下の方)
- 住民税申告

◆市で受付できない申告相談

- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 共有持分の住宅借入金等特別控除
- 譲渡所得(株の譲渡を含む)
- 先物取引に係る雑所得等
- 青色申告
- 高額な事業所得
- 雑損控除
- 損失の繰越にかかるもの
- 過年の所得税の申告
- 消費税、相続税、贈与税にかかるもの 等

申告に必要なもの

- ① 申告者の本人確認書類(顔写真付き)
例 マイナンバーカード、運転免許証
- ② 申告者の個人番号が確認できる書類
例 マイナンバーカード、個人番号通知書
- ③ 給与、公的年金等にかかる源泉徴収票、報酬等支払調書
- ④ 事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
- ⑤ 国民年金、生命保険、地震保険などの保険料の控除証明書
- ⑥ 医療費控除を受ける場合は、あらかじめ作成した医療費控除の明細書
- ⑦ 寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書
※申告する場合「ふるさと納税ワンストップ特例」は適用されません
- ⑧ 還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義の通帳等

※代理人が申告する場合は、申告者本人の①、②の写しが必要です。
※給与所得、退職所得および公的年金等の源泉徴収票は、必ずご持参ください。再発行については、発行元の勤務先などにお問い合わせください。
※事業所得の収支内訳書、医療費控除の明細書は、あらかじめ作成のうえご持参ください。
※申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前にご確認ください。

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

社税務署 からのお知らせ

確定申告会場を開設

◆期間 2月17日(月)～3月17日(月)

※土曜日・日曜日・祝日を除く

◆時間 9時～16時

◆場所 社税務署(社51-3)

※入場するには「入場整理券」が必要です。整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

※スマートフォンや筆記用具等はご持参ください。

※今年度から市役所での出張相談はありません。

申告書等送付先はこちら

大阪国税局業務センター阪神分室
(社税務署担当)

〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11-46

☎社税務署 ☎42-0223

パソコン スマートフォン で確定申告



パソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページにアクセスし「確定申告書等作成コーナー」にある国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、確定申告を行うことができます。

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算されるほか、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されるなど、大変便利です！

自宅で確定申告ができるため、待ち時間などが発生しません！

ぜひ、ご活用ください。

☆確定申告書を作成、印刷し、郵送等で提出することもできます。

※「e-Tax」を利用するには、マイナンバーカード読取対応のスマホまたはICカードリーダーが必要で

☎e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

〈国税庁ホームページ〉

<https://www.nta.go.jp/>



要介護認定を受けている方・その扶養者の方へ

障害者控除の対象になるかもしれません

要介護認定を受けている方で、下記の要件全てを満たす場合は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

この認定書は、要介護認定を受けている本人やその配偶者、扶養親族が所得税法上の障害者控除を受けるために必要です。

なお、障害者手帳の交付を受けている方は、手帳で障害者控除を受けることができるため、この申請は不要です。

◆対象

令和6年12月31日(令和6年中に亡くなられた場合は、その日)時点で、下記全てに該当する方

- 65歳以上の方
- 次のA、Bのいずれかに該当する
 - A 要介護1～5で、主治医意見書の記載内容が「認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはM」
 - B 要介護4または5で、主治医意見書の記載内容が「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がBまたはC」

◆必要書類

- 本人の介護保険被保険者証(ピンク色)
- 来庁者の本人確認書類
例 マイナンバーカード、運転免許証

交付を希望される方は、対象の可否について、事前に高齢介護課までお問い合わせください。

☎健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440